

時間外勤務縮減に向けた人事委員会の取組と成果について

地方創生・行財政対策特別委員会資料
平成29年(2017年)3月14日
人 事 委 員 会 事 務 局

1. 勤務条件などの研究とその成果の提出

本委員会では、職員の勤務実態や他の都道府県の取組状況等を調査し、その成果物として「職員の給与等に関する報告および勧告」において時間外勤務の縮減について要請を行ってきたところである。

これを受け、知事におかれでは時間外勤務の縮減に向けてより強い認識をもたれ、新たな取組も実施されてきたところである。

今後は、時間外勤務の縮減に向けた取組がさらに実効あるものとなるよう提言を行うとともに、知事における取組が着実に進むよう、実施状況等についてヒアリングを行うなど報告・勧告後のフォローを充実し、人事委員会としての役割を積極的に果たして参りたい。

人事委員会の取組	成 果
<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の時間外勤務の状況や他の都道府県の取組状況等を調査し、「職員の給与等に関する報告および勧告」において、時間外勤務の縮減について要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 時間外勤務の縮減に向けた取組の促進につながった。
これまでの主な要請内容	主な内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の進捗状況の把握を行うなど、職員の適正な勤務時間管理を徹底すること。 ・ 計画的かつ効率的な業務遂行に努めること。 ・ 幹部職員の強いリーダーシップのもと組織を挙げて取り組むこと。 ・ 働き方の改革を進めること。 ・ スクラップアンドビルなど事務事業の見直しを進めること。 ・ 業務量と人員配置のバランスのとれた勤務環境の確保に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定時退庁の呼びかけの強化、朝礼での業務予定の確認と終礼での時間外勤務の事前承認の徹底等 ・ 組織目標、個人目標による計画的業務管理、効率的業務運営能力の人事評価への反映等 ・ 長時間労働の是正などを内容とするイクボス宣言、経営会議での時間外勤務実績の共有、副知事が中心となった「生産性の高い働き方に向けて」の取りまとめ等 ・ 業務の繁閑に応じた係間異動や業務の見直しの推進、業務の棚卸しの実施および部局横断的業務の見直し等

【よりよい成果に向けた人事委員会の今後の取組】

- 時間外勤務の縮減に向けた取組がさらに実効あるものとなるようアンケート調査結果を踏まえた課題の指摘や方策の提示、具体的に取り組むにあたって参考となる他府県や民間における事例の紹介、人事委員会としての取組などを内容とする提言書を本年度中にまとめるとともに、来年度の報告・勧告につなげる。
- 知事における取組が着実に進むよう、実施状況等についてヒアリングを行うなど報告・勧告後のフォローを充実する。

2. 時間外勤務の適正化を図るための取組

本委員会は、労働基準監督機関として、労働関係法令の遵守に向けた指導・監督を行っている。

特に、時間外勤務の適正化を図るための取組として、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）を締結している所管の全ての事業所を対象に遵守状況を調査し、違反事業所には是正勧告を行うなど厳正な対応を行っている。

今後は、健康管理の観点から、時間外勤務実績の多い事業所への立ち入り調査を行うなど指導を強化するとともに、労働関係法令の遵守を徹底するための講習会を開催するなど、人事委員会としての役割を積極的に果たして参りたい。

人事委員会の取組	成 果
<ul style="list-style-type: none">○ 所管する全ての事業所を対象として、勤務条件実態調査を行い、長時間労働の解消に向けて啓発・指導○ 36協定を締結している所管の全ての事業所を対象として、協定の遵守状況を調査し、違反事業所に対し是正勧告を実施○ 「所属長による長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止のための自主点検票」を全事業所に配付し、点検を要請	<ul style="list-style-type: none">○ 調査や指導を通じて、労働関係法令遵守への認識が高まるとともに、違反の是正による勤務環境の改善

【よりよい成果に向けた人事委員会の今後の取組】

- 引き続き、労働基準法違反の事案について、是正勧告を行うなど厳格に対処
- 時間外勤務実績の多い事業所への立ち入り調査を行うなど指導を強化
- 労働関係法令の遵守を徹底するための講習会を開催